

平成 15・11・13 中第 1 号  
公取企第 81 号  
平成 15 年 11 月 28 日

中小企業団体代表者殿

公正取引委員会事務総長  
中小企業庁長官

### 下請取引の適正化について

最近のわが国経済は、企業収益の改善が進むとともに、民間設備投資も上向くなど、持ち直しに向けた動きが見られるものの、中小企業については、景況は一進一退で推移しており、大企業に比べ、業況回復の遅れが見られます。このような環境の下、下請事業者は、厳しい金融情勢の中で、経済活動のグローバル化の進展等の変化への対応が求められている一方、親事業者の事業再構築等を背景とした受注量の減少、単価の見直し等、厳しい対応を迫られているところであります。

政府としては、このような状況を踏まえ、相対的に弱い立場にある下請事業者が親事業者による優越的地位の濫用等不当なしわ寄せを受けることがないように、下請代金の支払遅延、下請代金の減額（下請事業者に責任が無いのに、あらかじめ定めた下請代金の額を減額する行為）買いたたき（下請事業者の給付の内容と同種の内容に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定める行為）割引困難な手形（長期手形）の交付等の行為を行った親事業者に対して、下請代金の支払遅延については下請代金を早期に支払わせ、下請代金の減額については減額分を下請事業者に返還させるなど下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用に努めていくこととしております。

特に、年末においては、金融繁忙期であることから下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されており、加えて、最近の下請取引においても重大な下請代金支払遅延等防止法違反事例が見られていることから、あらためて下請代金支払遅延等防止法遵守の徹底により下請取引の適正化を一層強力に推進していくことが必要と考えております。

つきましては、貴団体におれまして、下請取引の適正化を実現するため、貴団体所属の下請事業者に対し、上記趣旨及び**別紙 1**の事項について十分周知されるとともに、下請取引に関し親事業者から不当な措置を受けた場合には、積極的に**別紙 2**あて又は下請取引適正化委員、下請取引相談委員若しくは下請取引改善協力委員に相談するよう指導方お願いいたします。

なお、明年 4 月 1 日からはサービス分野における下請取引への適用の拡大、不当なやり直し等の新たな違反行為類型の追加等を内容とする下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律（**別紙 3**）が施行されることとなっており、改正の内容についてもあわせて貴団体所属の下請事業者に十分周知していただくようお願いいたします。

(別紙 1)

## 親事業者の遵守すべき事項

下請取引を行うに当たって、親事業者は、下請代金支払遅延等防止法(以下「法」という。)に従い、下記事項を遵守しなければならない。

### 記

#### 1.書面(注文書)の交付及び書類の作成・保存義務

親事業者は、下請事業者に物品の製造や修理を委託する場合、直ちに注文の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法等を明記した書面(注文書)を下請事業者に交付するとともに、注文の内容、物品等の受領日、下請代金の額、支払日等を記載した書類を作成し、これを2年間保存しなければならない。(法第3条、第5条)

#### 2.下請代金の支払期日を定める義務及び遅延利息の支払義務

下請代金の支払は、親事業者が下請事業者からの物品等を受領した日から60日以内において、かつ、できるだけ短い期間内に支払期日を定め、下請代金を支払わなければならない。(法第2条の2、第4条第1項第2号)

なお、支払期日までに支払わなかったときは、親事業者は、下請事業者の物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から支払をするまでの期間について、その日数に応じ、年利14.6パーセントの遅延利息を支払わなければならない。(法第4条の2)

#### 3.受領拒否の禁止

納品された物品が注文どおりでなかった場合等を除いて、注文した物品の受領を拒んではならない。(法第4条第1項第1号)

#### 4.支払期日経過後の支払の禁止

親事業者が支払期日の経過後、なお下請代金を支払わないことは許されない。(法第4条第1項第2号)

#### 5.下請代金の減額の禁止

宣伝費、販売促進費等を下請代金から減額したり、下請代金の端数を切り捨てたりしてはならない。

また、下請代金を引き下げる場合は、新しい単価が決まった日以降の注文から適用しなければならない。(法第4条第1項第3号)

#### 6.返品 of 禁止

物品の受領後、取引先からのキャンセルや販売の見込み違い等により生じた不要品を

引き取らせてはならない。(法第4条第1項第4号)

#### 7.買いたたきの禁止

一般の下請代金に比べて著しく低い下請代金を一方的に定めてはならない。(法第4条第1項第5号)

#### 8.購入強制の禁止

自社製品、手持余剰材料その他自己の指定する商品等を下請事業者に強制して購入させてはならない。(法第4条第1項第6号)

#### 9.報復措置の禁止

下請事業者が親事業者の不正な行為についての事実を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、取引の数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取り扱いをしてはならない。(法第4条第1項第7号)

#### 10.有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

親事業者が原材料等を有償で支給した場合に、この有償支給原材料等を用いて製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に、当該原材料等の代金を支払わせたり、下請代金から控除してはならない。(法第4条第2項第1号)

#### 11.割引困難な手形の交付の禁止

下請代金の支払として交付する手形は、その手形を受け取った下請事業者が下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引によって現金化できるものでなければならない。(法第4条第2項第2号)

手形期間が、繊維業にあっては90日、その他製造業にあっては120日を超える場合は、割引困難な手形に該当するおそれがある。

(通達：41公取第169号及び233号、41企庁第339号及び467号)

[TOPへ戻る](#)

## (別紙2)

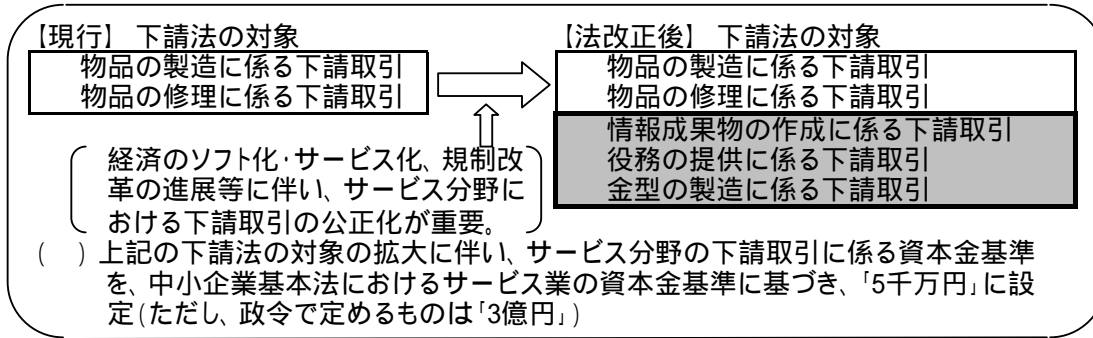
[相談窓口]

機 関 名	〒	住 所	電 話 番 号
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部企業取引課	100-8987	千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館B棟	03-3581-3373(直)
北海道事務所取引課	060-0042	札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎	011-231-6300(代)
東北事務所取引課	980-0014	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	022-225-7095(代)
中部事務所下請課	460-0001	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-961-9424(直)
近畿中国四国事務所下請課	540-0008	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6941-2176(直)
近畿中国四国事務所 中国支所取引課	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	082-228-1501(代)
近畿中国四国事務所 四国支所総務課	760-0068	高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎	087-834-1441(代)
九州事務所下請課	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	092-431-6032(直)
沖縄総合事務局総務部 公正取引室	900-0016	那覇市前島2-21-13 ふそうビル	098-863-2243(代)
中小企業庁 取引課	100-8912	千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1511(代)
北海道経済産業局 産業部中小企業課	060-0808	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311(代)
東北経済産業局 産業部中小企業課	980-8403	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-263-1111(代)
関東経済産業局 産業振興部中小企業課	330-9715	さいたま市上落合2番地11 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0325(直)
中部経済産業局 産業振興部中小企業課	460-8510	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2748(直)
近畿経済産業局 産業振興部中小企業課	540-8535	大阪市中央区大手前1-5-44 第一合同庁舎	06-6966-6023(直)
中国经济産業局 産業部中小企業課	730-8531	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館	082-224-5661(直)
四国経済産業局 産業部中小企業課	760-8512	高松市番町1-10-6	087-831-3141(代)
九州経済産業局 産業部中小企業課	812-8546	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092-482-5450(直)
沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課	900-8530	那覇市前島2-21-7 カサセン沖縄ビル	098-862-1452(直)

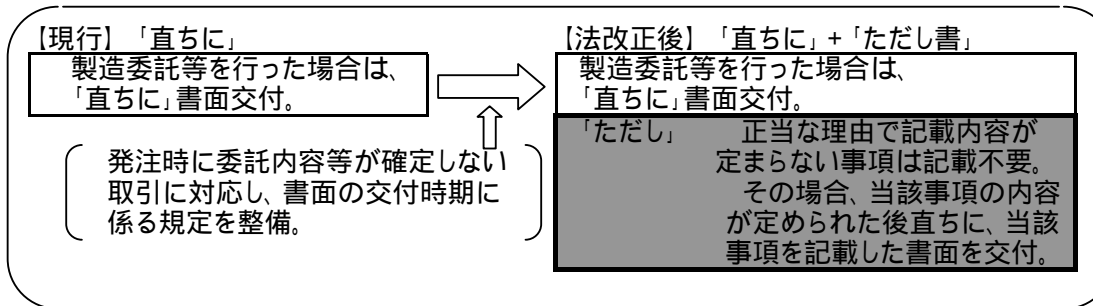
[TOPへ戻る](#)

## 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律の概要

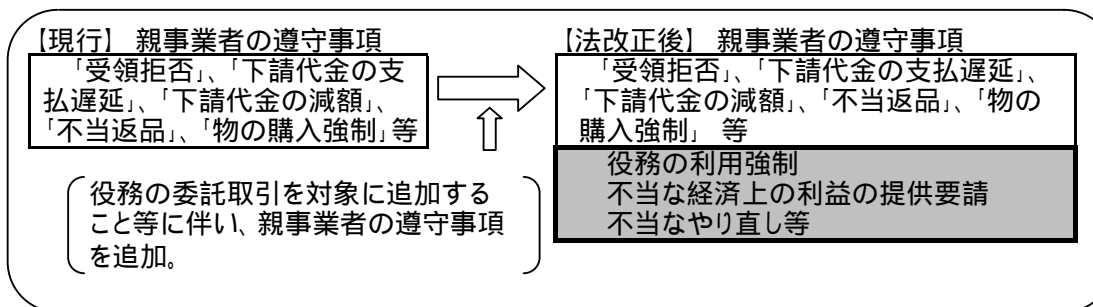
1 下請法の対象となる下請取引を、次のとおり追加(第2条)



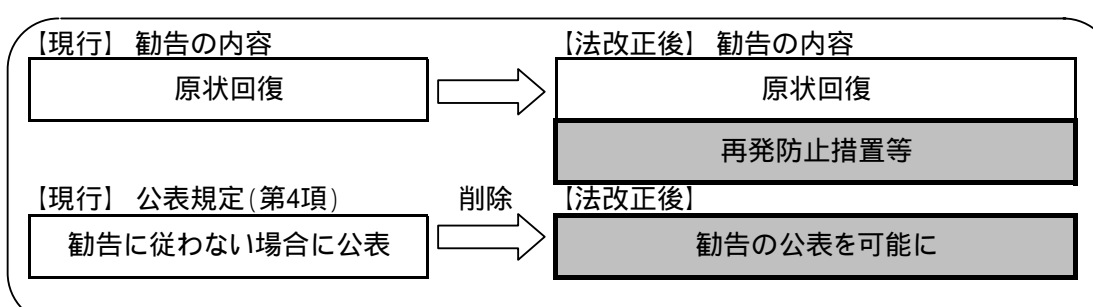
2 書面の交付時期に係る規定の整備(第3条)



3 下請取引に際し、親事業者が行ってはならない行為を追加(第4条)



4 違反行為に対する措置の強化(第7条)



5 書面の交付等違反及び書類等の作成・保存違反に係る罪(第10条)並びに検査忌避等に係る罪(第11条)の罰金の上限額を引上げ

